

# 利益相反規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

## 第1条（目的）

本規程は、役職員の利益相反についての自己申告に関し必要な事項を定める。

## 第2条（対象者）

本規程は当法人の役職員に適用する。

## 第3条（自己申告）

役職員は、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又は報酬が発生する業務に従事する場合、事前に理事長に書面で申告する。また当法人と役職員の利益が相反する可能性がある場合も同様とする。

自己又は第三者の利益を図ることで当法人の利益を損なうおそれのある行為は行ってはならない。やむを得ず行う場合は事前に申告するものとする。また理事長が申告する場合は監事に対して行う。

## 第4条（定期申告）

役職員は毎年1回、兼職等の状況その他申告事項の有無及び内容を理事長に書面で申告する。

## 第5条（申告後の対応）

理事長は理事会で協議（申告者が理事の場合は当該者を除く）し、必要な適正化措置を求める。

理事長の申告については監事が必要な措置を求める。

## 第6条（管理）

申告内容及び書面は事務局（総務・管理担当）が管理する。

## 第7条（改廃）

本規程の改廃は監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。